

## 報告様式等の改訂の概要

### ▽様式・記入の手引

様式番号	様式	記入の手引
様式 1、2	—	・内容明確化のための改訂
様式 3	—	・オンライン報告の報告期限延長の旨追記（実行日から 10 日以内→20 日以内） ・銀行等又は資金移動業者使用欄の整理番号等の記入省略が可能な旨追記 ・内容明確化のための改訂
様式 4	・オンライン報告の場合、銀行の店舗毎ではなく、全ての取引先銀行を纏めて報告が可能である旨追記	・オンライン報告の場合、銀行の店舗毎ではなく、全ての取引先銀行を纏めて報告が可能である旨追記 ・オンライン報告の報告期限延長の旨追記（翌月 10 日まで→20 日まで） ・オンライン報告の場合は、一括報告（様式 4）の財務大臣への事前通知不要の旨追記 ・銀行等又は資金移動業者使用欄の整理番号等の記入省略が可能な旨追記 ・内容明確化のための改訂
様式 14、21、39	・投資法人の区分を明確化するための用語の整備	・同左 ・内容明確化のための改訂（様式 14、21）
様式 51	・報告書の作成時点を、外国法人の事業年度末から、原則居住者法人の事業年度末とする旨追記 ・用語について「出資割合」を「議決権割合」に改める	・報告書の作成時点を、外国法人の事業年度末から、原則居住者法人の事業年度末とする旨追記 ・用語について「出資割合」を「議決権割合」に改める ・内容明確化のための改訂
様式 52	・記入要領の一部を削除 ・用語について「出資割合」を「議決権割合」に改める	・用語について「出資割合」を「議決権割合」に改める ・内容明確化のための改訂
様式 53	・投資法人の区分を明確化するための用語の整備	—

### ▽国際収支項目番号一覧

国際収支項目番号	改訂の概要
453	・漁業権、営林権及び放牧権に係る使用料を含めるための用語の整備
615	・国際収支項目番号 875（非居住者に対する預け金）で報告すべきものが 615 で報告される事例が散見されるため、誤報告解消のための用語の整備